

資料3  
(参考)

# 第14回改定に際しての課題 (一般原則関係)

## 前回改定時（第13回）における答申の指摘事項（抜粋）

### 3 今後の課題

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月閣議決定）における「公示した統計基準について、設定又は改定からおおむね5年後を目途に、経済・社会の環境変化等を踏まえ、当該基準の改定の必要性について検討し、見直しの可否を含めた結論を得る。」に基づき今回、日本標準産業分類の変更について検討を行い、必要な変更を行うこととしたが、今後においてもその趣旨を踏まえ、適時適切に見直しの検討を行う必要がある。その際には、分類項目や一般原則について、今回の変更では活用できなかった経済センサス-活動調査の結果や実施状況等を十分活用するとともに、国際比較性をより向上させる観点からの検討を行う必要がある。

また、特に以下の事項について今後検討する必要がある。

#### (1) 一般原則について

「第3項 分類の基準」において3つの基準を順序付けて記載しているが、国際標準産業分類における記載内容と比較しその妥当性を検討する。

## 統計改革推進会議最終取りまとめ（平成29年5月19日統計改革推進会議決定）（抜粋）

### 2 GDP統計を軸とした経済統計の改善

#### (3) 生産面を中心に見直したGDP統計への整備

・総務省は、来年度（事務局注：平成30年度）までに、サービス分野について用途の類似性による基準を指向した生産物分類を整備する。また、2023年度（事務局注：令和5年度）までに、財分野についても上記基準を指向した生産物分類の見直しを行うとともに、生産技術の類似性による基準に配慮しつつ社会経済情勢に合わせた産業分類の見直しを行う

## 「公的統計の整備に関する基本的な計画」（第Ⅲ期 令和2年6月閣議決定）（抜粋）

### 第1 施策展開に当たっての基本的な視点及び方針

#### 3 国際比較可能性や統計相互の整合性の確保・向上

（略）

SUT体系への移行に向けた日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）の必要な改定や生産物分類の構築など統計基準の整備に取り組む・・・。

### 第3 公的統計の整備に必要な事項

#### 2 統計の品質確保

##### （1）統計基準の整備及び統計間の比較可能性向上

##### ア 統計基準の整備

（略）

第Ⅱ期基本計画においては、統計法第28条の規定に基づく統計基準について、継続性の観点に留意しつつ、おおむね5年ごとに社会経済情勢の変化等を踏まえて改定の必要性を検討することとしている。

一方、最終取りまとめにおいては、国民経済計算及びその基盤となる産業連関表のSUT体系への移行に向け、日本標準産業分類の見直しや、生産物分類の段階的な構造が求められている。

また、シェアリングエコノミーなど企業等における経済活動の多様化に対応するためには、専従の役員・労働者等が存在しない法人等を把握するなど、経済統計のカバレッジ拡大に取り組むことが必要となっている。

このような状況も踏まえ、統計基準については、継続性の観点に留意しつつ、社会経済情勢の変化等を踏まえ、引き続きおおむね5年ごとに改定の必要性を検討する。特に、日本標準産業分類については、SUT体系への移行に向け、必要な改定に取り組むとともに、専従の役員・労働者等が存在しない法人等に関する取扱いを整理する。